

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	装 備 品 等 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	重油 1 種 2 号	松基LPS-P91001-1	
		承 認	平成30年 5月23日
		作 成	平成30年 5月23日
		改 正	令和 4年10月14日
			令和 年 月 日
		作成部 隊等名	第4航空団（補給隊）

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊松島基地において使用する重油 1 種 2 号について適用する。

1.2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

- 1) DSP K 2210F 重油
- 2) JIS K 2205 重油
- 3) JIS K 2249 原油及び石油製品—密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

b) 法令等

- 1) 工業標準化法（昭和24年法律第185号）
- 2) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）
- 3) 計量法（平成4年法律第51号）

分類番号：E-10-124

作成年度：2022年度

保存期間：5年

枚 数：6枚

保存期間満了時期：2028. 3. 31

開示判断：開示

件 名	重油 1 種 2 号
-----	------------

2 製品に関する要求

2.1 規格

調達要領指定書による。

2.2 納入に関する要求

調達要領指定書による。

2.3 品質管理

調達要領指定書による。

3 品質保証

3.1 提出書類

契約相手方は、重油 1 種 2 号社内試験成績書（別紙様式） 1 部を官側に提出するものとする。

3.2 受領検査

受領検査官は、「品質及び数量」の受領検査を行い合否の判定をするものとする。

4 その他の指示

4.1 基地内共通事項

a) 基地の立ち入り

契約相手方は、基地内規則に従い基地に出入門するものとし、かつ、基地立ち入り場所の制限等については、受領検査官の指示に従うものとする。

b) 基地内の車両運行

契約相手方は、基地規則に従い基地内車両運行をするものとする。

4.2 その他の指示

a) 保証

本件において、故意又は過失により施設等に損害、損傷を与えた場合は、契約相手方が原状に復するものとする。

b) 疑義

契約相手方は、本仕様書に明示されていない事項、不明な事項及び疑義が生じた場合については、都度、受領検査官等と協議し、その指示を受けるものとする。

数量(検査/契約)	○KL/○KL	試験年月日	○○年○○月○○日
納入場所	航空自衛隊松島基地	試験場所	○○○○○○○
		試験担当責任者	○○○○
		契約者住所	○○○○
		会社名	○○○○
		代表者名	○○○○ 印

試験項目	規格	社内試験成績	試験方法
灰分質量%	0.05以下	〇〇	JIS K 2272
残留炭素分質量%	4以下	〇〇	JIS K 2270
引火点	60以上	〇〇	JIS K 2265
動粘度 (50℃) cst (mm ² /s)	20以上	〇〇	JIS K 2283
流動点	5以下 (注)	〇〇	JIS K 2269
反応	中性	〇〇	JIS K 2252
硫黄分質量%	1.0以下	〇〇	JIS K 2541
水分容量%	0.3以下	〇〇	JIS K 2275

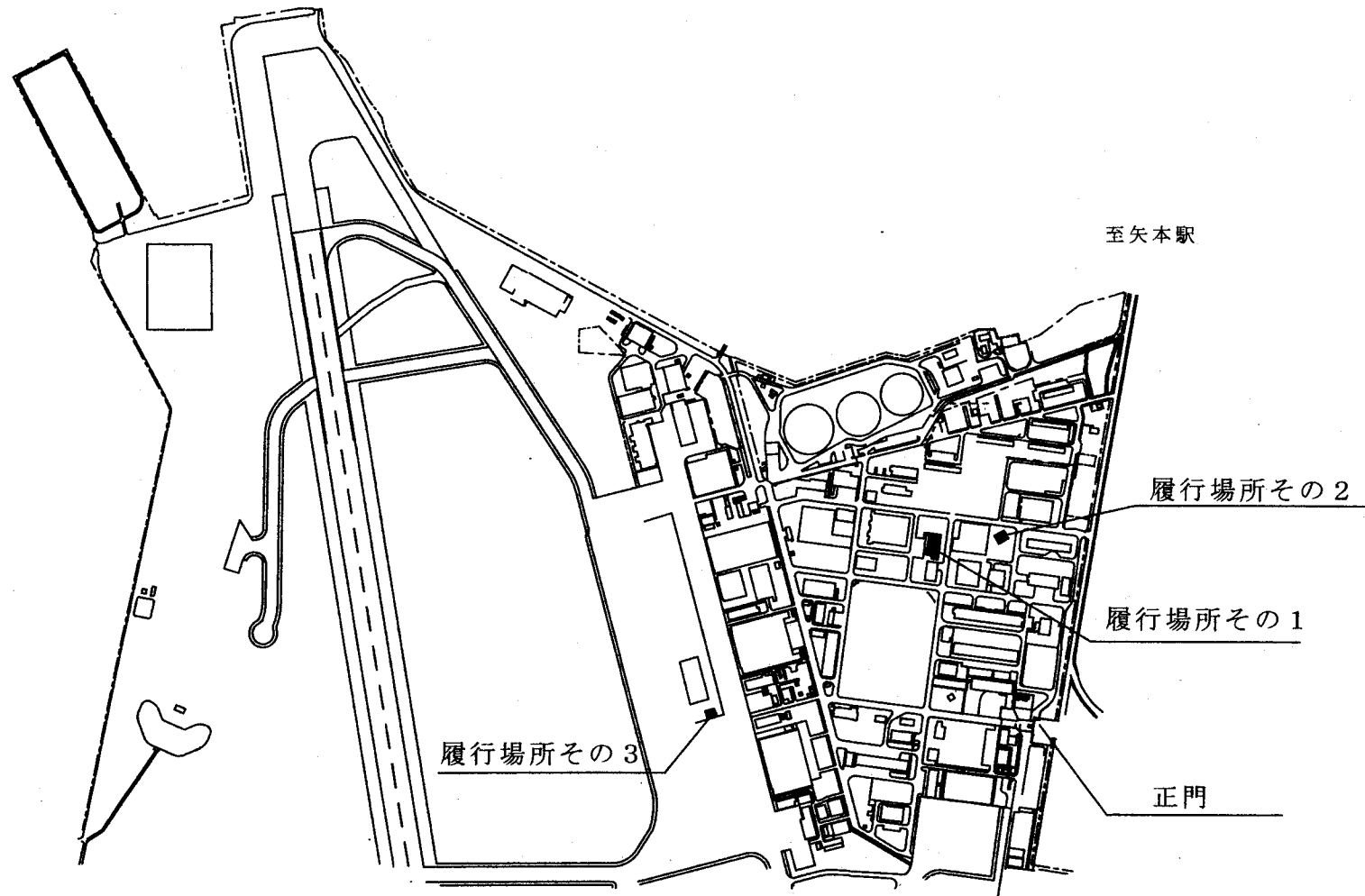
備考：製造場所 ○○○○
試料採取場所及びタンク番号 ○○○○
密度（15℃）g/cm³ ○○○○
密度測定年月日 ○○○○

本様式は基準であり、調達要領指定書 2. 3 b に示す品質保証が確認できる様式の場合、契約相手方が示す様式を受領検査官等の了承により提出書類と見なすものとする。

調達要領指定書

調達要領指定書	調達要求番号	
	調達要求年月日	令和4年11月 日
	作成部隊等名	第4航空団（補給隊）
	作成年月日	令和4年11月 日
品 名	重油1種2号	
仕様書番号	松基LPS-P91001-1	
指定事項 物品番号：9140-412-4648-5 品 名：重油1種2号 契約数量：720,000L 2.1 規格 DSP K 2210F 2.2 納入に関する要求 a) 納入区分 バルク収め b) 納入要領 1) 契約相手方は、消防法に基づく基準に適合したタンクローリー等により納入するものとする。 2) 納入場所は、官側が指定する場所（付図第1、第2）とする。 3) 契約相手方は、納入日について官側と協議した後、納入するものとする。分納の場合も同様とする。 4) 分納の場合は、納入数量ごとの納品書で相互確認するものとし、契約数量完納まで継続するものとする。 2.3 品質管理 a) 契約相手方は、DSP K 2210F 5.2に基づく成績書等により品質管理するものとする。また、石油製油所が発簡した成績書も同様のものとする。 b) 成績書等により品質管理及び品質保証がなされている場合は、その成績書等を提出書類とするものとする。		

役務履行場所



航空自衛隊松島基地

